

# 福岡県公報

平成二十八年一月十五日  
第三千七百五十九号  
増刊 ①

## 目次

再掲

## 再掲

○福岡県住民基本台帳法施行細則の一部を改正する規則（市町村支援課）……………一

福岡県公告式条例（昭和二十五年福岡県条例第四十六号）第三条において準用する同条例第二条第二項ただし書の規定により掲示したものを、ここに再掲する。

福岡県住民基本台帳法施行細則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

平成二十七年十二月二十八日

福岡県知事 小川 洋

### 福岡県規則第七十三号

福岡県住民基本台帳法施行細則の一部を改正する規則

福岡県住民基本台帳法施行細則（平成十四年福岡県規則第五十六条）の一部を次のように改正する。

第三条第二項第一号及び第二号を削り、同項第三号中「運転免許証」を「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）第二条第七項に規定する個人番号カード（以下「個人番号カード」という。）

、運転免許証」に改め、同号を同項第一号とし、同項第四号中「前三号」を「前号」に改め、同号を同項第二号とし、同条第三項中「第二号から第四号まで」を「各号」に改める。

第八条（見出しを含む。）中「第四条」を「第三条」に改める。

別表中「二十円」を「十円」に改める。

様式第二号を次のとおり改める。



様式第三号の注の3中「20日」を「10日」に改める。  
様式第六号を次とおり改める。

様式第 6 号 (第 7 条関係)

本人確認情報訂正等申出書

年 月 日

福岡県知事 殿

郵便番号  
住所

氏名

住民基本台帳法 (昭和42年法律第81号) 第30条の35の規定により、開示に係る本人確認情報の内容の訂正等について、次のとおり申し出ます。

開示を受けた内容	開示を受けた年月日	年 月 日
	住民票コード	
	個人番号	
	氏名	
	生年月日	
	性別	
	住所	
	区分・事由	
	上記事由に対応する年月日	
訂正等の申出の内容	住民票コード	
	個人番号	
	氏名	
	生年月日	
	性別	
	住所	
	区分・事由	
	上記事由に対応する年月日	
連絡先の電話番号	( )	—

注 1 申出に当たっては、次のいずれかの書類の提示を求めることにより本人であることを確認します。

個人番号カード、運転免許証、健康保険の被保険者証その他の書類 (事前に担当課までお問い合わせください。)

2 郵便等で申出を行う場合には、1の書類の写しを添付してください。

3 開示を受けた内容の記入に替えて、本人確認情報確認書の写しの添付でも可です。

## 附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成二十八年一月一日から施行する。  
(経過措置)

2 平成二十八年一月一日前に行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成二十五年法律第二十八号）第十九条の規定による改正前の住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）第三十条の四十四第三項の規定により交付された同条第一項に規定する住民基本台帳カードについては、同条第九項の規定によりその効力を失う時までの間は、この規則による改正前の福岡県住民基本台帳法施行細則第三条第二項第一号及び第二号の規定は、なお効力を有する。